

北島町子どもの読書活動推進計画 (第二次推進計画)



令和2年 3月
北 島 町

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない大切なものです。その活動を支えていくためには、家庭、学校、地域などの大人の協力が大変重要になってきます。しかし、インターネットやスマートフォン等の新たな情報メディアが急速に普及することにより、子どもたちを取り巻く生活環境や情報環境も大きく変化するとともに多様化しています。また、年齢が高くなるに従い、読書時間が減少していく傾向にあります。

小学校では、令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施される新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力の育成が重視されています。そして、指導する上での配慮事項として、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することがあげられています。

本町においては、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備・社会的気運の醸成を図るため、平成27年3月に北島町子どもの読書活動推進計画を策定しました。また、平成27年度より専任の学校図書館司書を配置し、各小中学校図書館の充実に努めてきたところであります。

今回、平成30年4月に策定された国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、令和元年10月に策定された徳島県子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）の趣旨を踏まえ、行政と家庭・学校・地域ボランティア等が連携・協力して子どもの読書活動の推進に取り組む道標として、北島町子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）を策定いたしました。

最後になりましたが、本計画に当たり、ご協力をいただきました皆様方に心より感謝申し上げますとともに、今後とも読書環境の充実や関係機関の連携、読書活動に関する普及・啓発活動の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ、関係する皆様の一層のご支援、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年 3月

北島町教育委員会

教育長 天羽 俊夫

第1章 第一次推進計画の成果と課題

1 第一次推進計画策定後の情勢変化

「北島町子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）が平成27年3月に策定されてから、本町の子どもの読書活動を取り巻く社会情勢、国の関連法整備状況、県内・町内の教育諸施策も大きく変化しました。

【全国】

(1) 「子どもの読書活動」に関する法制上の整備

- 平成26年7月：「学校図書館法」の一部が改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書を置くように努めなければならないことや、学校司書への研修等の実施について規定されました。

(2) 「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」の作成

- 平成28年10月：「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられ、これを受け、「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

(3) 「学校図書館図書整備等5か年計画」の作成

- 「第4次学校図書館図書整備等5か年計画」（平成24～平成28年度）において、総額1,000億円の地方財政措置が講じられ、学校図書標準を達成した割合は増加しました。平成29年度からの「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」においては、総額2,350億円をかけ、図書標準の達成に加え、計画的な図書の更新を行うこととしています。

(4) 新学習指導要領・新幼稚園教育要領の全面实施

- 小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から新学習指導要領が全面实施されます。

新学習指導要領では、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動の充実を図ることとし、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

- 平成30年度に全面实施された新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像した

り、表現したりすることを楽しむことが定められています。

【徳島県】

(1) 徳島県読書活動の推進に関する条例の制定

- ・ 平成29年4月：子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指して、「徳島県読書活動の推進に関する条例」を制定しました。

4/23～5/12、10/27～11/9を徳島県読書活動推進期間としています。

(2) 読書の生活化プロジェクトⅣ・Ⅴの推進

- ・ Ⅳ 平成27～29年度：「友達や家族に『おすすめ本』を紹介しよう！」
- ・ Ⅴ 平成30～令和2年度：「本や新聞記事について友達や家族と語り合おう！」

(3) 「とくしま子ども読書推進アクション」「つながる読書推進事業」の推進

- ・ 平成24～28年度：「とくしま子ども読書推進アクション」
- ・ 平成29～ ：「つながる読書推進事業」、「とくしまの子供のためのブックリスト100!」「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100!」新装版を発行しました。

(4) 徳島県教育振興計画

- ・ 第2期（平成25～29年度）読書活動イベント参加者数の増大と「ふだん1日10分以上」読書をする児童生徒の割合の増加を数値目標として設定し、読書の習慣化の推進を図りました。
- ・ 第3期（平成30～令和5年度）1日10分以上読書（新聞等を含む）をする児童生徒の割合の増加と読書習慣の定着を目指しています。

【北島町】

- (1) 学校・家庭・地域の連携・協力体制と推進のための情報収集と提供
リーフレットやホームページなどを活用し、読書活動の重要性について各機関を通じ、保護者を含め、町民への啓発に努めました。

また、図書館と学校の情報交換に努めました。

- (2) 「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」における取り組み

「子ども読書の日」（４月２３日）、「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）を中心に図書館・幼稚園・小中学校・ボランティア団体の連携をはかり、おはなし会や子どもの本の展示、ポスター等の活用による広報活動を行いました。

（３）学校図書 の 充実

教育委員会では、毎年、各幼稚園、小学校、中学校に図書購入費を予算計上し、学校図書 の 充実に努めています。

２ 第一次推進計画の成果

第一次推進計画策定以降の取組の成果として、次のようなものが挙げられます。

- （１） 小学校、中学校における一斉読書を時間設定することにより、学校生活の中で読書に親しみ、楽しむ習慣が身についてきました。
- （２） 保育所、幼稚園では、読書の楽しみを知ってもらうため、子どもの興味・関心や季節に応じた絵本の読み聞かせをしています。また保育所、幼稚園ともに絵本の貸し出しを行い、家庭での読書環境整備に努めました。
- （３） 小学校では読書カードを活用し、読書量の多い子どもを表彰したり、読んだ図書を紹介したりするなどの取組を行うことで、子どもが自発的に読書に取り組む姿が多く見られるようになりました。
- （４） 学校の図書室（以下「学校図書館」という。）では、平成２７年度から小学校、中学校に学校司書を配置し、児童生徒が興味を引くような図書の案内や掲示板等のレイアウトに工夫をこらし、読書の推進に努めました。
また、中学校では令和元年度に図書室管理システムを導入し、蔵書管理の効率化を図りました。
- （５） 図書館では、子ども向け図書や視聴覚資料の充実を図り、個人への貸出、学校等への団体貸出を推進しました。児童書貸出冊数は策定前に比べて、年間約１５，０００冊増加しています。
- （６） 各幼稚園や学校図書館や町立図書館では子どもの自主的な読書活動の契機となるような情報提供に努めました。

- (7) 各幼稚園や小学校、図書館等での読み聞かせボランティア団体の活動が定着し、地域の子どもの読書環境が充実しました。
- (8) 保健相談センターと図書館との連携により「ブックスタート事業」を実施し、親子で絵本を楽しむことの大切さを伝えています。

3 第一次推進計画の課題

第一次推進計画期間後の課題として、次のようなものが挙げられます。

- (1) 学校等での読書習慣は定着してきましたが、家庭での読書習慣が身につけていない子どもがいる現状があり、読書の重要性について保護者へのより一層の働きかけが必要です。
- (2) 読書への興味・関心には個人差があり、学年が進むにつれて、読書時間の減少が見られます。本を読む喜びや楽しさを伝え読書意欲の向上につながるように、家庭や学校がそれぞれの立場で読書の魅力や、素晴らしさをこれまで以上に伝えていくことが望まれます。
- (3) 平成30年度徳島県教育委員会生涯学習課が小学5年生と中学2年生を対象に実施した「子供の読書活動に関する意識調査」において、小学生児童の91.2%が学校図書館を「利用している」と回答したのに対し、中学生の65%が「利用しない」と回答しています。
児童・生徒の自主的・自発的な読書活動を充実する第一歩として、学校図書館の機能を強化し、学校の中で児童・生徒が本に触れる教育活動の充実が求められます。
- (4) 平成21年度から始まった「ブックスタート事業」については、その成果と課題を常に確認しながら継続し、よりよい運営に努めることが必要です。
- (5) スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワークサービス）等のコミュニケーションツールの多様化は、子どもを取り巻く情報環境に大きな変化を見せており、これらは、子どもの読書活動にも大きな影響を与えている可能性があります。
子ども達があふれる情報から正しい情報を見つけられる力、情報リテラシーを身に付けるために、たくさんの書物に触れることは非常に重要です。読書環境を整える努力を継続しながら、情報リテラシーに関する知識も付けられる環境整備が必要です。

第2章 第二次推進計画策定の基本的な考え方

1 北島町子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）策定の趣旨

子どもは、読書を通じて、読解力や想像力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や心理を求める態度が培われます。

学ぶ力の基礎、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条や「文字・活字文化振興法」第1条が規定するように、人格の形成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠なものです。

今、私たちの社会は高度情報化、国際化等が急激なスピードで進行し、大きな変革期を迎えていると言えます。新しい時代を担う子どもが、読書活動に取り組むことで自らの心を育て、社会に目を開き、未知なる世界への関心を高め、生涯にわたって主体的に生きる力をはぐくむことは、計り知れない価値を持つものです。

また近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になってきています。子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められています。

そこで本町でも、国・県の計画に基づき、第一次推進計画期間中の成果と課題を明らかにし、今後の施策の方向性と具体的な取組を示すものとして「北島町子どもの読書活動推進計画」（第二次推進計画）を策定します。

2 基本方針

(1) 子どもの読書活動に対する理解と関心の普及

子どもに読書への興味を持たせるには、読み聞かせやおはなし会、読書する大人の姿を見せたりするなど大人からの働きかけが必要です。

特に保護者や教師、保育士等子どもたちに身近な大人の読書活動に対する姿勢が重要となります。

このような観点から、子どもの読書活動を推進する社会的気運を一層高めるため、まず子ども達の周りの大人に読書の意義や重要性について理解を深めてもらうとともに、子どもの読書活動を高めるための広報・普及・啓発活動を推進します。

(2) 子どもの読書活動のための環境整備

子どもの読書活動を推進するためには、子ども自身はその成長に応じて読書の楽しさや喜びに気づき、進んで読書活動を積み重ねていくことができるよう、乳幼児期から読書に親しめるように配慮した環境づくりが重要です。

家庭・地域・学校においては、子どもが積極的に読書活動を行える意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努める必要があります。そのために、全ての子どもたちが、発達の段階に応じて、自ら読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会の提供と環境づくりを推進していきます。

そして、子どもがいつでも自主的に読書活動ができる施設、設備その他の諸条件の整備充実に努めます。

(3) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた、社会全体での取組みが重要です。社会全体で目指す子どもの姿を共有したうえで、それぞれが担う役割を果たしながら、関係機関、民間団体とも綿密に連携・協働するなど、相互に協力を図ることが求められています。

このような観点から、家庭・学校・地域がそれぞれ連携・協力し、子どもの自主的読書活動の推進を図るための取組と、推進体制の強化を図ります。

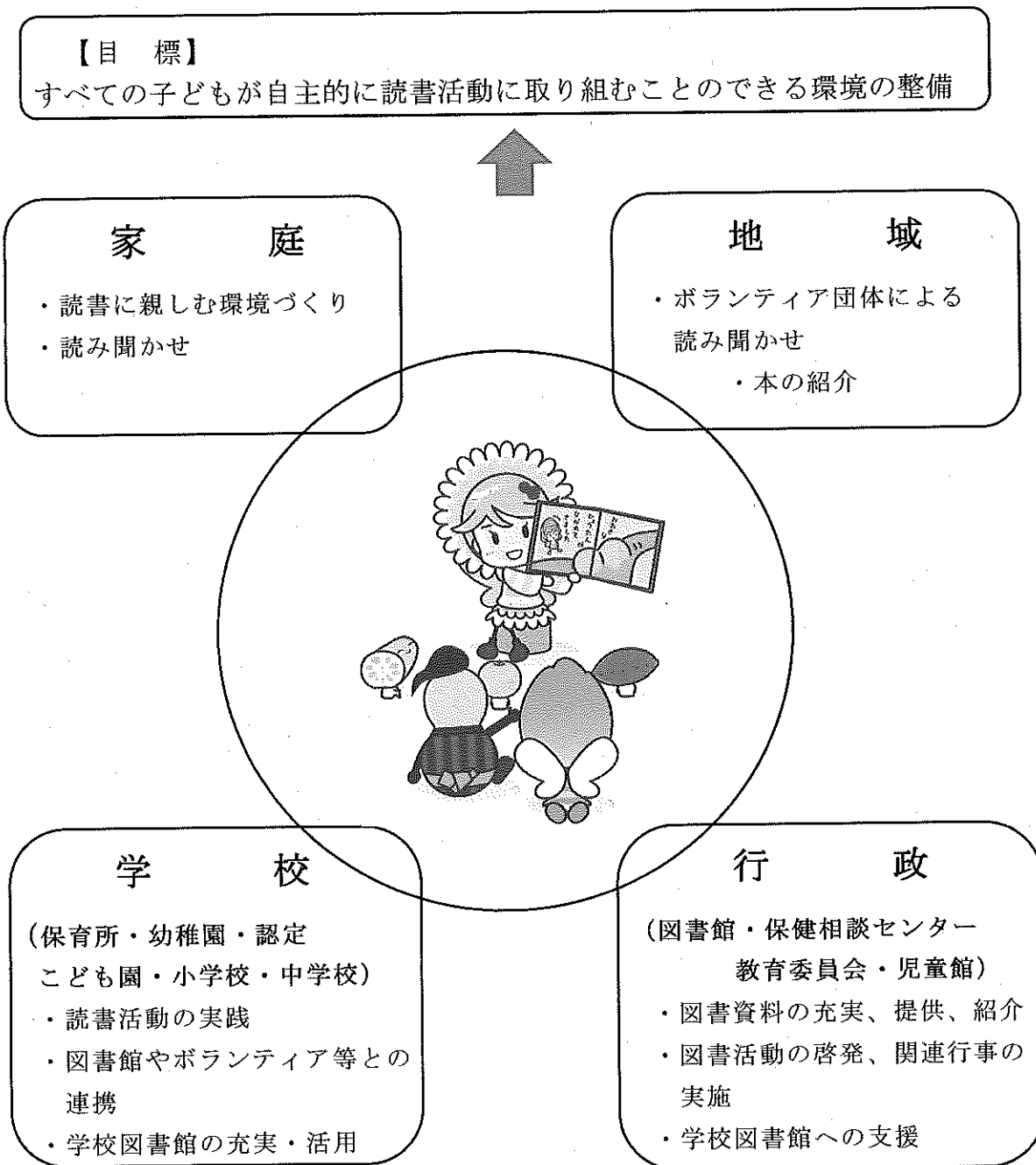
(4) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動支援

特別な支援を必要とする子どもたちが、豊かな読書活動を体験できるような環境を整備することも忘れてはなりません。

本町では、特別な支援の方法やニーズに応じた読書活動支援を行います。

3 第二次推進計画の体系

すべての子どもが、自主的に読書活動に取り組むことのできるために、本町においては、この「第二次推進計画」に基づき家庭・地域・学校・図書館など役場関係機関・ボランティア団体が相互に連携し、地域社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図ります。



子どもの読書活動を推進するための社会的気運の醸成

4 計画の期間

計画の期間については、令和元年度から概ね5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書習慣は、乳児期・幼児期における読書環境が重要となります。平成30年度に文部科学省が実施した「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」の読書環境による子どもの読書活動等の違いにおいて、未就学児の頃に読み聞かせをしていた家庭の子どもでは、その他の子どもに比べて本を読まない子どもの割合が少ないという結果が出ています。また、未就学児の頃から、小学校低学年、中・高学年へと学年が上がるにつれて読み聞かせの割合は減るが、高学年まで読み聞かせをしていた子どもほど、本を読まない子どもの割合が少ないという結果が出ています。

こうした結果からも、家庭においては、読み聞かせをはじめ、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが大切です。また、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることも必要です。

そのためには、保護者が読書の意義について理解を深め、本を介した子どもとの関わり合いを楽しみながら継続することが重要です。

【具体的な取組】

- 保健相談センター、図書館が連携し、「ブックスタート事業」を充実させ、乳幼児の保護者に対し、子どもの発達段階に応じた読書活動の重要性を啓発し、読書活動に関わるよう理解の促進に努めます。
- 大人が子どもたちと一緒に読書を楽しむ家読（うちどく）を推進し、啓発に努めます。
- 家族ぐるみでの図書館利用や、読書活動に関する講演会や行事等への参加を働きかけます。
- 図書館、幼稚園、学校などの関係機関は、広報、ブックリスト、家庭へのお便りなどを活用し、子どもの読書推進に寄与する情報を発信します。

2 保健相談センターにおける子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

保健相談センターと図書館の連携により「ブックスタート事業」を3、4ヶ月児対象の乳児健診時に実施をしており、絵本の読み聞かせ等の家庭での読書活動の重要性について啓発しています。

近年では、核家族世帯、就労状況の変化に伴い家庭での育児の負担を強く感じることがあり、子どもとふれあう時間や心のゆとりがない家庭もあるようです。

しかし、乳幼児期からの絵本の読み聞かせをすることにより、子どもが本と出会うきっかけをつくるだけでなく、子どもの心身の発達、親子の良好な関係づくりにも大きな影響を与えます。

このことから、読書をとおして親子で楽しく本に親しめる環境づくりに取り組むことが重要です。

【具体的な取組】

- 保健相談センターと図書館による連携により3、4ヶ月児対象の乳児健診時に「ブックスタート事業」を推進して、読み聞かせの実施や意義の周知に取り組めます。
- ブックリストなどによる読書活動の推進に関する情報提供に努めます。

3 保育所における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

乳幼児期に絵本や物語に親しみ、その楽しみを経験することは、その後の読書活動の基礎となります。そのため、この頃から、子どもの発達段階に応じた読書活動を支援し、家庭への働きかけを図ることが必要です。

保育所では、季節の行事や子ども達が好むテーマの本などを積極的に集め、自由に手に取ることができる環境作りをしています。また、保護者向けの育児書も用意し貸出しを行うなど、親子で読書に興味関心を持ってもらえるような取組を実施しています。

課題としては、保護者の子どもの読書に対する興味や理解には大きな個人差があり、乳幼児期の読書経験の大切さが十分には浸透していないことです。楽しんで絵本の出しを利用している親子もいますが、中には「まだ小さいから読んでわからない」「読む時間がない」「破ったり傷めたりしてしまうから」といった残念な声も聞かれます。

そのため、保育士による読み聞かせに加え、町立図書館司書による読み聞かせの時間をもち、本に親しむ機会をできるだけ増やすように心がけています。

クラス便りに「絵本貸出しトップ10」を掲載したり、毎日の様子を伝え合ったりするなかで、乳児から絵本にかかわることの大切さや、親子でスキンシップをしながら読み聞かせをする大切さを周知することで、子どもの読書活動を広めていく必要があると考えています。読み聞かせの回数を増やし、絵本の部屋の整備整頓など読書環境を整え、まわりの大人も含め、もっと子どもの読書活動に興味・関心が持てるようにと、取組を進めていきます。

【具体的な取組】

- 子どもの成長に応じた資料の整備・充実に努めます。
- 関係機関や利用者から情報収集を行い、季節や年齢に合ったおすすめの本を、子どもや保護者にお便り等で紹介し情報発信に努めます。
- 本の紹介や展示を行い、保護者が読み聞かせや親子のスキンシップの重要性に理解を深める働きかけに努めます。
- 各種研修会に参加するなど読書の重要性について保育士の理解を深めます。

4 幼稚園における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本町の公立幼稚園3園では、それぞれの園の特性を活かしながら読書活動の取組を行っています。園生活の中では、季節や行事・幼児の発達や興味関心に応じた絵本の読み聞かせを教諭が毎日行うことで、幼児は自分の体験と照らし合わせ再確認したり、様々なことを想像し、イメージをより一層豊かに広げていったりしています。お話の世界を楽しみつつ、いろいろな言葉に親しんだり、友達と一緒に感情体験を共有したりする姿を大切にしながら、題材や幼児の理解力などに配慮して絵本や紙芝居を選択し、幼児の多様な興味や関心に応じていくことが必要であると考えています。

また、教諭だけでなく、保護者有志やボランティアの方、学校司書や小学生による読み聞かせを行ったり、絵本コーナーの環境整備にも取り組んだりしています。

家庭への読書活動啓発としては、3園とも絵本の貸し出しを行っています。幼児達が自ら選んで絵本を持ち帰るスタイルや、親子で選び持ち帰るスタイルなど、園の実態に合わせてながら試行錯誤し、家庭でも絵本に親しみ、絵本に

出会う環境作りに努めています。その他、園だよりや掲示板で「読書の日」を設けたり、貸し出しの人気ランキングを知らせたり、教諭による「おすすめ絵本」のコーナーを設けたり、1人1冊月刊絵本を配布し、園で活用後は家庭に持ち帰り、親子のふれあい読書をしてもらったりするなどの取り組みを行っています。また、保護者向け読書における講演会も開催しています。

しかし、家庭により読書への意識の違いや定着の個人差があるのが現状です。そのことを踏まえ、今後、幼稚園で定着した読み聞かせなどの読書に親しむ活動を、どのように家庭へと繋げていくかということが大きな課題です。

【具体的な取組】

- 子どもの興味・関心・発達に応じた、様々な本の充実をはかり、心の育ちにつながるような読み聞かせの活性化を図ります。
- 子どもが絵本に親しみ、関心が高まるようなコーナーを作るなど、図書コーナーの配架方法や収納などを工夫し、環境作りに努めていきます。
- 教諭や学校司書が読み聞かせや絵本に関する研修会に参加したり、ボランティアの方と連携をとったりしながら、資質の向上を図ります。
- 引き続き、「おすすめの本」や読み聞かせの様子などを、園だよりや掲示板で紹介し、読書の楽しさや重要性について、保護者への理解促進に努めます。



5 小学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

小学校では、学校図書館を核として、全児童に読書指導を行っています。本町の小学校3校では、朝の読書時間を設けることで、学校生活の中で子どもたちの読書習慣の定着を図ってきました。

また、教師やボランティアによる読み聞かせ、図書委員会による読書冊数調査や表彰、各学級での本の紹介、読書カードの活用、町立図書館との連携や読書週間の設定等、各校で児童と読書を結びつける様々な取組を工夫し実行しています。

その成果として、子どもたちは友達が紹介した本を借りようとしたり、休み時間に進んで読書をしたりと、進んで読書に取り組む姿が見られるようになっていきます。

子どもの読書習慣の定着には、学校生活においてだけでなく、家庭での読書に対する保護者の理解と支援が重要です。そのため、各小学校では、週末ごとに、学校や町の図書館を利用して、家庭用読書の本の貸し出しを推奨しています。また、月1回「家庭読書の日」を設定するとともに、4月に保護者へおすすめの本のリストを配付し、図書委員会の児童が放送して呼びかけるなどして、家庭における読書習慣の定着に向けての啓発に取り組んでいます。

平成27年度から、町より学校司書が派遣されています。しかし、町内3校を兼務しているため、常時配置されているわけではありません。そのため、学校司書が日常的に子どもの読書活動の支援を行うことが難しく、学校図書館の充実にはなかなか結びつかないのが現状です。また、小学校では、まだ蔵書の電子化が進んでいないため、本の貸し出しがスムーズにできない・蔵書管理に時間がかかる等の課題が見られます。

児童を豊かな読書生活にいざない、「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を果たすためには、運営のために必要な人材・財源の確保等の図書環境整備が、この二次推進計画においても引き続き課題といえます。

【具体的な取組】

- 全ての教職員が、言語活動の充実と読書活動の推進の重要性について共通理解を図り、ホームページなどを通じて、児童と保護者に家庭読書の推進・啓発に努めます。
- ブックリストや新着図書案内、児童によるおすすめの本の紹介活動など、図書や読書に関する情報の提供や更新を行い、児童の自発的読書活動を推進します。また、各学校の図書委員を中心に、町内3校の交流を通して読書活動への意欲の向上を図ります。
- ボランティア団体との連携を深め、読み聞かせや学校図書館の環境構成の工夫など、子どもが読書の楽しさに出会う場の形成に努めます。
- 国語科の読書単元をはじめとする各教科等の学習において、積極的に学校図書館を利用し、児童の幅広く読書に親しもうとする態度や、図書から得た情報を活用する能力の育成を図ります。
- 子どもたちが常に新鮮で興味をもてる本に出会えるよう、学校図書館の蔵書の充実と魅力ある書棚づくりに努めます。

6 中学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

中学校学習指導要領には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を

図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること」と述べられています。授業では、本や新聞等から集めた情報を活用し、考えたことをまとめたり発表しあったりすることが求められています。また、読書習慣を身につけ、読書に親しむ生活を送るための土台作りの時期でもあり、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう「読書週間」として、朝の読書の時間を設け、本に触れる機会を作っています。

中学校では学校司書が週3日配置されています。司書は新刊の本の紹介やポップ作成、季節の展示、特設コーナーの設置など、読書活動を活発に行える環境整備を行うと共に、貸出返却作業などにも携わっています。図書館環境の改善、開館において、司書の果たす役割は大きなものがあります。夏休みなど長期の休みも定期的に図書館を開館し、読書に親しむ子どもたちが来館しています。そして、蔵書管理や貸出返却作業の効率化を図るため、コンピュータを導入しました。蔵書をデータベース化することで、生徒の読書傾向や人気の本などがわかり、今後の図書館運営に変化が出てくると考えられます。図書館前の通路には中高生新聞を2紙配架し、生徒が自由に閲覧できるようにしています。政治や学習、エンターテインメントなど様々な情報が掲載されており、興味のある紙面を読んでいる生徒の姿が見られます。

図書委員の活動としては、学級文庫の設置・運営をしています。図書委員は毎月本を選書し、それぞれの教室に本を配置しています。文化祭では「図書委員のおすすめ」として、「おすすめの本」を紹介するポップを作成・展示しています。ポップは文化祭後も図書室で紹介しています。

中学校の図書館は、司書が配置され、場所も生徒玄関の隣と環境的には恵まれています。しかし、図書館の利用、読書の習慣は小学校より減少しているのが現状であり今後の課題です。部活動、学習と忙しく、本に親しむ時間の少ない生徒をいかに読書に引きつけていくか。子どもたちにとって魅力的な図書館にするために、これからも工夫が必要です。

【具体的な取組】

- 「朝の読書」をはじめとする一斉読書など、読書活動の活性化を図ります。
- 蔵書をコンピュータ管理し、図書の新規購入や配架などに活かし、図書館の環境整備に努めます。
- 学級や各教科で図書館を情報活用場として利用できるよう、教職員が連携して蔵書の充実を努めます。
- 委員会活動の活性化を図り、読書啓発を進めていきます。

7 児童館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

児童館は、健全な遊びを通して児童の健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした施設であり、現在、北島町には5館設置されています。

児童館では「遊び」が子どもたちの活動のメインであるので、本に親しむ姿勢を、いかに「遊び」に結びつけていくかが大切で、季節の行事の中に、物語を知っていると楽しめる「遊び」を取り入れたり、クイズ形式で楽しんだりしながら、読書活動に通じる「遊び」を考えて実行しています。

また、児童館の図書室には、絵本や子ども向けの本、紙芝居、漫画などを備えており、自由に出入りできることから、興味のある児童は自発的に読書を楽しんでいます。

児童館では、本に親しんでもらうため、時々職員が読み聞かせをしています。が、「読み聞かせの時間」として、定期的に全員を対象として実施している訳ではないため、興味のない児童は別のことをしています。多くの児童に読書に興味関心を持ってもらうには、図書館やボランティアなどの外部の関係機関とも連携し、おはなし会を実施するなどの工夫が必要だと感じています。

児童館では異年齢集団がともに時間を過ごすという環境から、子ども同士で読み聞かせを行うことや、読書が楽しい「遊び」の一つになるよう、児童館でしかできない取り組みの方法を、これからも職員と児童とで考えていこうと思っています。

【具体的な取組】

- 行事等でお話に興味を持たせて、絵本で読む楽しみを感じることでできるような遊びを考え、保護者にも読書の関心が高まるように努めます。
- 様々な事業による、蔵書の充実に努めます。
- お話作りや絵本作りを通じて、本に興味を持たせます。

8 町立図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、子どもが読みたい本を、いつでも自由に選び、読書の楽しさを知ることのできる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、読書について相談したりすることができる場所でもあります。地

域の読書活動を支える拠点として、子ども達が身近なところで家族とともに読書に親しめるよう環境整備を進めてきました。

令和元年6月に図書館システムを更新し、パソコン用、携帯用にスマートフォン用検索画面を追加し、さらに検索結果から表紙画像が確認可能となりました。インターネット予約はもちろん、県立図書館の取り寄せサービス、遠隔地返却、いずれの利用率も上がっておりサービスの向上に努めています。

子どもの読書活動推進の行事としては、ボランティアの協力を得て毎週定期的に「おはなし会」を実施し、「夏休み」等の長期休みや「子どもの読書週間」「読書週間」にあわせてもおはなし会等の取組を行っています。さらに保健相談センターへ出向いてのブックスタート事業、保育所での「読み聞かせ」などを図書館職員が継続して行い、乳幼児期から成長に合わせ読書に親しむ環境づくりと親しみやすい図書館づくりに努めています。また学校司書・担当教諭との意見交換会や学校図書室への訪問などを行い、団体貸出実施など連携を図っています。

広報活動としては、図書館だより、北島町報、町のホームページ、新聞、雑誌、情報提供サイトなども使い情報発信に努めています。

次に、図書館の利用状況では、平成26年度にはおよそ158,000冊だった総貸出し冊数が平成27年度以降は160,000万冊を越え平成30年度までの間、約163,000冊から167,000冊を保有しています。児童書の利用については年々増加傾向が見られ、一次計画当初の平成26年度を基準とすると平成30年度の児童書貸出冊数は120%と順調に増加しています。読書に親しむ習慣のついた子どもたちが家族とともに図書館を利用していることがうかがえます。しかしながら、小学校高学年、中学校と年齢が上がるにつれ来館する姿が減る傾向は否めず、読書習慣の定着している子と習慣のない子の二極化は進んでいるものと考えられます。現状にとどまらず取り組みを続けていく必要があります。

これらのことをふまえ、今後もさらに関係機関との連携を深め、図書館へ足を運んでもらえるような働きかけを継続していくことが大切です。発達段階にあわせた資料や視覚的・聴覚的に配慮された資料を揃えるとともに、小学校高学年から中高年生へのアプローチを検討し、すべての子どもたちが、図書館や読書をより身近に感じることができるように取り組む必要があります。

【具体的な取組】

- 継続して子ども用の資料の充実や情報収集に努めます。
- 中高生を対象とした「ヤングアダルト資料」を充実します。
- 関係機関と連携を深め「ブックスタート事業」を継続します。
- 子どもと保護者が一緒になって読書に親しむ機会をつくるため、ボランテ

- ィアと連携しイベントを開催する等、読書への関心を高めるように努めます。
- 新着図書案内、企画展示などを実施し、情報発信します。
 - 特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援します。
 - 職業体験、社会科見学などを受け入れ、子どもが図書館や読書に興味関心を持つきっかけづくりをします。
 - 県立図書館や他の公共図書館と連携し、所蔵していない資料の貸し出しやレファレンスサービス※の充実に努めます。
 - 学校、幼稚園、保育施設などの読書環境充実のため、団体貸し出しを促進します。
 - 図書館職員は各種研修会に参加するなどし、資質の向上に努めます。

※レファレンスサービス：情報を求めている利用者に対して、必要とされる情報や資料を提供する図書館の業務。

9 ボランティアによる子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

北島町では、幼稚園・小中学校をはじめ多くの施設で、読み聞かせボランティアが活動し、子どもの読書活動の推進に協力しています。

町立図書館では、おはなしワンワンくらぶが毎週「おはなし会」と年に一度の「クリスマス会」、四国大学学生が「ブックトークおはなし会」、外国絵本のおはなし会が「外国絵本のおはなし会」、年2回アマチュア人形劇団べんべろべえが小さな子ども向けの読み聞かせや人形劇を開催しており、その熱心で活発な活動は子どもの読書活動の推進に大きく寄与しています。

このようなボランティアの活動は子どもの自主的な読書活動を推進するとともに、大人にも子どもの読書に関する理解や関心を深める機会になるなど、社会的気運の醸成にも大きく関与しています。

読み聞かせが与える効果は幼児だけに限ったことではないということを、多くの人に知ってもらい、地域全体で子どもの読書活動の推進を進めていく必要があります。今後もボランティア団体同士や関係機関との連携・協力を図り、情報交換を行い、活動を促進していくことが期待されます。

【具体的な取組】

- 子育て支援センターや幼稚園・学校と連携し、読み聞かせ活動を実施します。
- 町立図書館と連携し、読書の楽しさを体験できるクリスマス会やおはなし

会を行い、子どもの自発的な読書活動につながるように支援をします。

- 町立図書館やボランティアメンバーと読み聞かせに適した本などの情報交換を行い、子どもの読書活動を推進します。

第4章 子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成

1 関係諸機関・組織の連携

【現状と課題】

現在、北島町では、図書館や小中学校などの教育関係機関、保育所や保健相談センターなどの保健福祉関係機関、ボランティアなどが、各分野で子どもの読書活動推進のための取組を行い、連携や協力する取組も実施しています。

この第二次推進計画を実行するためには、それぞれが現在の状況を確認し、課題を見だし、解決していく姿勢を維持することが重要です。

その上で、関係諸機関や組織が連携することによって、さらに多くの人の協力体制が確立し、課題解決のための大きな力となります。

【具体的な取組】

- 読み聞かせやブックトーク、資料の広報活動などの知識や技術の向上のための研修会の情報提供や参加を推進します。
- 学校図書館と町立図書館が情報交換し、連携していきます。
- 各教科や総合学習の時間に利用する資料の充実を図ります。

2 社会的気運の醸成

【現状と課題】

子どもが、楽しみながら進んで本を手にし、読書に親しむためには、読書活動に関する情報が、いつでも、どこでも利用できる環境を整えることが大切です。そのためには、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。

そこで、子どもが読みたいと思う本や、子どもに読んでほしい本、家庭や学校、地域社会で行われる様々な読書活動やイベント情報を収集し、積極的に提供するとともに、あわせて読書活動の意義や重要性についての啓発を図り一

層の読書活動推進を行います。

また、「子ども読書の日」（4月23日）「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）など国の広報事業を活用し、子どもが読書に興味や関心を深める事業に取り組みます。

【具体的な取組】

- 学校や図書館において、推薦図書の展示・紹介に努めます。
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を中心とし、ポスター等を活用し情報提供を図るとともに、子どもが読書に興味や関心を深める取組を実施します。
- 「町報きたじま」や町のホームページを活用し、情報提供に努めます。
- 保護者や教職員などと連携し、こどもの読書活動推進のための研修に努め、積極的に啓発します。

【 資 料 】

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必

要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう

努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「北島町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿

| 所 属 | 氏 名 |
|----------------|--------|
| 北島中学校教諭 | 大島 晴美 |
| 北島小学校教諭 | 藤島 礼佳 |
| 北島南幼稚園主幹教諭 | 栗本 佐知子 |
| 北島町立保育所長 | 阿木 道代 |
| 北島町保健相談センター所長 | 飯坂 桂司 |
| 北島町児童館館長 | 田中 ゆかり |
| 北島町立図書館等協議会委員長 | 小西 昌幸 |
| おはなしワンワンくらぶ代表 | 高柳 由美 |
| 北島町教育委員会事務局長 | 森本 秀樹 |
| 北島町立図書館長 | 向井 久美子 |

